

○福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程

平成22年3月24日

福岡県警察本部訓令第7号

改正 平成24年本部訓令第3号

平成25年本部訓令第12号

平成31年本部訓令第9号

令和3年本部訓令第14号

福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程を次のように定める。

福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程

福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程（昭和30年福岡県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福岡県警察職員（以下「職員」という。）の柔道及び剣道（以下「柔剣道」という。）の段級審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（段級審査の範囲）

第2条 この訓令による柔剣道の段級審査は、段位は初段から5段までとし、級位は剣道についてのみ1級とする。

（段級審査の実施等）

第3条 警務部長は、段級審査を実施し、その合格者を認定する。

2 警務部教養課長（採用時教養期間中の者（福岡県警察学校に入校中の者に限る。）が受審する段級審査にあつては、警察学校長）は、この訓令に基づいて実施する段級審査について必要な審査を行い、その結果を警務部長に報告するものとする。

（令3本部訓令14・旧6条を一部改正し繰上）

（段級審査の種別等）

第4条 段級審査の種別は、柔道にあつては審査及び推薦とし、剣道にあつては審査とし、いずれも年1回以上これを行う。

（令3本部訓令14・旧7条を繰上）

（通知）

第5条 警務部長は、段級審査の日時、場所その他段級審査に関し必要な事項をその都度定め、所属長（警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署の長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた所属長は、当該段級審査の日時、場所その他段級審査に関し必要な事項を段級審査を受ける資格のある職員に周知させなければならない。

(平24本部訓令3・本条一部改正、令3本部訓令14・旧8条を一部改正し繰上)

(受審資格)

第6条 段級審査を受けることができる資格の年限は、別表のとおりとする。

(令3本部訓令14・旧9条を一部改正し繰上)

(受審の手續)

第7条 所属長は、段級審査を受けようとする職員について、柔道にあつては柔道段級審査受審者名簿(様式第1号)に、剣道にあつては剣道段級審査受審者名簿(様式第2号)に記載し、警務部長の指定する期日までに、警務部長に提出しなければならない。

(令3本部訓令14・旧10条を一部改正し繰上)

(審査による段級審査)

第8条 審査による段級審査は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 柔道 実技審査及び形審査

(2) 剣道 1級にあつては実技審査、段位にあつては実技審査、形審査及び学科審査

2 審査の細目その他必要な事項は、その都度警務部長が定めるものとする。

(令3本部訓令14・旧11条を一部改正し繰上)

(推薦による段級審査等)

第9条 推薦による柔道の段級審査は、やむを得ない理由のため受審できず、かつ、第6条の受審資格を備えた職員に対して、書面によってこれを行うものとする。

(令3本部訓令14・旧12条を一部改正し繰上)

第10条 所属長は、前条に規定する職員について、各人につき推薦書(様式第3号)を警務部長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、4段以上の審査による段級審査を受けようとする職員について準用する。

(令3本部訓令14・旧13条を一部改正し繰上)

(合格基準)

第11条 段級審査の合格基準は、警務部長が別に定める。

(令3本部訓令14・旧14条を一部改正し繰上)

(合格者の通知等)

第12条 警務部長は、段級審査に合格した職員(警察行政職員を除く。)に対し、段級審査合

格者名簿（様式第4号）により、当該段級審査に合格した職員の属する所属の長に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた所属の長は、その旨を当該段級審査に合格した職員に通知するものとする。

3 警務部長は、段級審査に合格した職員（剣道にあつては、4段以上の段級審査に合格した職員を除く。）の希望により、柔道にあつては公益財団法人講道館（以下「講道館」という。）に、剣道にあつては一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全日本剣道連盟」という。）にそれぞれ合格した段級位と同じこれらの法人が認定する段級位を取得できるように推薦するものとする。ただし、柔道の推薦において、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全日本柔道連盟」という。）に会員の登録を行っていない職員は、この限りでない。

（平25本部訓令12・平31本部訓令9・本条一部改正、令3本部訓令14・旧15条を一部改正し繰上）

（他の機関の行った段級審査の効力等）

第13条 管区警察学校、皇宮警察及び他の都道府県警察が行った段級審査に合格した職員並びに講道館及び全日本剣道連盟の段級位取得者にあつては、警務部長が当該事実を確認の上、この訓令による当該段級位者とみなす。

2 所属長は、講道館又は全日本剣道連盟の段級審査を受け合格した職員の段級位を警務部教養課長を経由して警務部長に報告するものとする。

（令3本部訓令14・旧17条を一部改正し繰上）

（関係書類の保存）

第14条 警務部教養課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
福岡県警察柔道及び剣道段級審査管理簿	柔道段級審査受審者名簿	長期
	剣道段級審査受審者名簿	
	段級審査合格者名簿	

（令3本部訓令14・旧18条を一部改正し繰上）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程第7条の規定による段級の審査に合格した者は、この訓令による改正後の福岡県警察柔道及び剣道段級審査規程第7条の規定による段級審査に合格した者とみなす。

附 則 (平成24年2月28日福岡県警察本部訓令第3号) 抄

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月1日福岡県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日福岡県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日福岡県警察本部訓令第14号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

(令3本部訓令14・旧別表第1を一部改正)

段級位	受審資格の年限	
	柔道	剣道
1級		受審資格年限なし
初段	受審資格年限なし	1級取得後60日以上
2段	初段取得後1年半以上	初段取得後1年以上
3段	2段取得後2年以上	2段取得後2年以上
4段	3段取得後3年以上	3段取得後3年以上
5段	4段取得後4年以上	4段取得後4年以上

